



## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成19年3月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日  
平成19年3月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さみず
- 3 代表者の氏名  
北沢博子
- 4 主たる事務所の所在地  
上水内郡飯綱町大字倉井2747番地4
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、飯綱地域に居住する住民が、高齢化や外出手段がないため地域との交流が途絶え家に閉じこもりがちになり、心身の老化が助長されることを防ぎ、可能な限り生きがいを持った人生が送れるように支援するための事業を行い、高齢になっても住み慣れた家で安心して楽しい生活が送れる、優しい支えあいの地域づくりをめざすことを目的とする。

NPO活動推進課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月19日

長野県知事 村井 仁

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務  
県税諸通知はがき化処理業務委託一式
  - (2) 役務の特質  
印刷された帳票のはがき化処理
  - (3) 履行期間  
平成19年4月2日から平成20年3月31日まで
  - (4) 入札方法  
はがき化処理1枚当たりの単価（小数点以下第2位まで）について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該単価の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する単価を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者とします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部税務課  
電話 026 (235) 7052
  - 4 入札手続等
    - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
    - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年3月29日 午後2時  
イ 場所 長野県庁 西庁舎107号会議室
    - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
    - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月27日までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
    - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
    - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
    - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
    - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
  - 5 その他
    - (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で議決され、平成19年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
    - (2) 詳細は、入札説明書及び調達仕様書によります。

税務課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月19日

長野県知事 村井 仁

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

ウイルス肝炎検査等業務委託

## (2) 役務の特質

入札説明書のとおり

## (3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

## (4) 履行場所(検体の回収場所)

佐久市跡部65-1 佐久保健所

上田市材木町1-2-6 上田保健所

諏訪市上川1丁目1644-10 諏訪保健所

伊那市大字伊那3497 伊那保健所

飯田市追手町3-678 飯田保健所

木曾町福島2757-1 木曾保健所

松本市大字島立1020 松本保健所

大町市大町1058-2 大町保健所

長野市中御所岡田98-1 長野保健所

飯山市大字静間字町尻1340-1 北信保健所

## (5) 入札方法

別に仕様書において示す予定数量に基づき、検体区分ごとの単価を記載してください。落札者の決定は検体区分ごとの単価に予定数量を乗じて得た価格の総額について行いますので、単価と併せて当該価格の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第20条の3の規定による登録を受けている者で長野県内に営業所等を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部健康づくり支援課

電話 026(235)7148

## 4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月29日(木) 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成19年3月27日(火)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成19年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

健康づくり支援課

公告

地方卸売市場等に関する条例（昭和46年長野県条例第55号）第13条の規定により、地方卸売市場における卸売の業務の廃止について次のとおり届出がありました。

平成19年 3月19日

長野県知事 村 井 仁

卸売業者の名称	卸売業務を廃止する市場の名称	所在地	廃止年月日
長野県連合青果株式会社	大町青果地方卸売市場	大町市大字大町2969番地36	平成19年 3月31日

農業政策課

公告

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、地方卸売市場の廃止を次のとおり許可しました。

平成19年 3月19日

長野県知事 村 井 仁

地方卸売市場の名称	所在地	開設者	許可年月日
大町青果地方卸売市場	大町市大字大町2969番地36	大町青果協同組合	平成19年 3月12日

農業政策課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成19年 3月19日

長野県知事 村 井 仁

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生年月日	患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成19年2月27日	患畜	6	伊那市

農地整備課

畜産課

- 縦覧に供する書類  
県営茅野東部地区第1換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成19年3月20日から4月17日まで
- 縦覧の場所  
茅野市役所

公告

茅野市における県営茅野東部地区第2換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年 3月19日

長野県知事 村 井 仁

- 縦覧に供する書類  
県営茅野東部地区第2換地区土地改良事業換地計画書の写し
- 縦覧の期間  
平成19年3月20日から4月17日まで

公告

茅野市における県営茅野東部地区第1換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年 3月19日

長野県知事 村 井 仁

## 3 縦覧の場所

茅野市役所

農地整備課

## 公告

諏訪郡富士見町における県営御柱の里地区上蔦木東裏換地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第4項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定により、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成19年3月19日

長野県知事 村 井 仁

## 1 縦覧に供する書類

県営御柱の里地区上蔦木東裏換地区土地改良事業換地計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成19年3月20日から4月17日まで

## 3 縦覧の場所

諏訪郡富士見町役場

農地整備課

## 公告

県営おたり地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月19日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土地改良事業の名称

県営中山間地域総合整備事業

## 2 工事の着手年月日

平成10年9月29日

## 3 工事の完了年月日

平成17年2月9日

農地整備課

## 公告

県営和田西原地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成19年3月19日

長野県知事 村 井 仁

## 1 土地改良事業の名称

県営ほ場整備事業

## 2 工事の着手年月日

平成13年7月30日

## 3 工事の完了年月日

平成17年7月20日

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月19日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県松本合同庁舎エレベーター保守業務

## (2) 役務の特質

長野県松本合同庁舎のエレベーターの保守業務（フルメンテナンス）

## (3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 履行場所

松本市大字島立1020

長野県松本合同庁舎

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出動要請に対し原則30分以内に到着できる体制を整備できる者であること。

(5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。

(6) 過去に5階建て以上の建物においてエレベーターの保守管理業務委託を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先



松本市大字島立1020

長野県松本地方事務所 地域政策課

電話 0263 (40) 1955 (直通)

#### 4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年3月30日(金) 午前10時  
イ 場所 長野県松本合同庁舎 301号会議室
  - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月23日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (7) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
  - (8) 契約書作成の要否  
必要とします。
  - (9) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。
  - (2) 詳細は、入札説明書によります。

管 財 課

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月19日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
長野県松本合同庁舎駐車場整理業務
- (2) 役務の特質

長野県松本合同庁舎の駐車場の整理業務

- (3) 履行期間  
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)
  - (4) 履行場所  
松本市大字島立1020  
長野県松本合同庁舎構内
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当するものであることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
  - (4) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
- 松本市大字島立1020  
長野県松本地方事務所 地域政策課  
電話 0263 (40) 1955 (直通)
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成19年3月30日(金) 午前11時  
イ 場所 長野県松本合同庁舎 301号会議室
  - (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
  - (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月23日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
  - (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
  - (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

## 5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県松本地方事務所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

## 公告

小諸市南部土地改良区の清算人について、次のように就任の届出がありました。

平成19年3月19日

長野県佐久地方事務所長 鷹野 治

就任

新任

氏名	住所
山浦 秀一	小諸市大字耳取782番地
山浦 敏一	小諸市大字耳取2366番地
上原 昭一郎	佐久市大字常田378番地
高橋 幸雄	小諸市大字市650番地2
高橋 倉吉	小諸市大字耳取2379番地1

農地整備課

## 公告

塩尻市塩尻東土地改良区の役員について、次のように就任の届出がありました。

平成19年3月19日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

理事

重任

氏名	住所
岩垂 一男	塩尻市大字旧塩尻567番地
笠原 進	塩尻市大字塩尻町1558番地1
平林 袈裟男	塩尻市大字塩尻町440番地
小林 眞	塩尻市大字塩尻町215番地
武居 篤	塩尻市大字金井202番地1
小沢 泰之	塩尻市大字上西条483番地

米山 龍徳	塩尻市大字中西条171番地
石川 敏幸	塩尻市大字下西条353番地1
米窪 卓朗	塩尻市大字大小屋108番地
杉村 利治	塩尻市大門二番町4番18号
保高 直樹	塩尻市大字長畝204番地
芦澤 俊一	塩尻市大字棧敷471番地
赤羽 吉三	塩尻市大字北小野3360番地17

監事

重任

氏名	住所
吉江 正一	塩尻市大字長畝22番地1
川窪 千俊	塩尻市大字中西条238番地

農地整備課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月19日

長野県飯田消費生活センター所長

寺沢 豊

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

長野県飯田消費生活センター庁舎清掃業務委託

## (2) 役務の特質

長野県飯田消費生活センター庁舎及びその構内の清掃作業

## (3) 履行期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

## (4) 履行場所

飯田市追手町2丁目641-47

長野県飯田消費生活センター庁舎及びその構内

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA、B又はCに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法

律第20号)の規定に基づき建築物における清掃を行う事業について長野県知事の登録を受けた者であること。

- (5) 飯田市、伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡及び下伊那郡の区域内に本店、営業所等を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

飯田市追手町2丁目641-47

飯田消費生活センター

電話 0265 (24) 8058

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成19年3月29日(木) 午前10時

イ 場所 長野県飯田消費生活センター 談話室2

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成19年3月27日(火)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、飯田消費生活センター所長は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

生活文化課